

## 収去検査結果の概要(令和3年10月～令和3年12月)

食品等の分類	収去 検体数	検査結果	
		適	法違反
魚介類	44	44	-
無加熱摂取冷凍食品	3	3	-
凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	-	-	-
凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	10	10	-
生食用冷凍鮮魚介類	-	-	-
魚介類加工品（かん詰・びん詰を除く）	49	48	1 <sup>※</sup>
肉卵類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く）	27	27	-
乳製品	8	8	-
乳類加工品（アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む。）	-	-	-
アイスクリーム類・氷菓	4	4	-
穀類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く）	38	38	-
野菜類・果物及びその加工品（かん詰・びん詰を除く）	75	75	-
菓子類	59	59	-
清涼飲料水	-	-	-
酒精飲料	-	-	-
冰雪	-	-	-
水	-	-	-
かん詰・びん詰食品	1	1	-
その他の食品	11	11	-
添加物及びその製剤	-	-	-
器具及び容器包装	-	-	-
おもちゃ	-	-	-
乳類	-	-	-
合計	329	328	1

※食品添加物の使用基準違反

新型コロナウイルス感染症の影響で当初計画から検体数を縮小して実施しています。  
 主な収去検査項目は福岡市ホームページに別途掲載しています。